

指摘事項及び指導事項の措置状況報告書

課名等 施設管理課(生活環境)

監査実施期日: 令和5年6月14日

監査結果報告: 令和5年6月26日

1 / 1枚目

指摘事項及び指導事項	措置状況
<p>1 予算執行関係</p> <ul style="list-style-type: none">特になし。 <p>2 服務関係</p> <ul style="list-style-type: none">特になし。 <p>3 文書管理関係</p> <ul style="list-style-type: none">特になし。 <p>4 契約関係</p> <ul style="list-style-type: none">修繕・工事関係において、見積徴収依頼書における質問期限が見積提出期限の2日前、質問回答日が1日前となっている案件が複数あった。結果的に質問はなかったが、質問回答の内容が見積金額積算に影響を与える内容であることも考えられるため、質問回答日と見積提出期限は余裕を持った日程とするよう改められたい(R4・水質試験室エアコン修繕, 活性炭吸着バルブ修繕, リアクター修繕ほか)。 <p>5 備品・財産管理関係</p> <ul style="list-style-type: none">特になし。	<p>職員へ周知を行い、以後適正な事務処理を行います。</p>

※ 措置状況は、指摘及び指導後早期に改善措置を講じ報告すること。